

Title	ドロシー・ ボーグ著 『アメリカと一九三三年 - 一九三八年の極東の危機』
Sub Title	D. Borg : The United States and the far eastern crisis of 1933-1938, 1964
Author	池井, 優(Ikei, Masaru)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1965
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.38, No.5 (1965. 5) ,p.114- 118
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19650515-0114">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19650515-0114</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Dorothy Borg:

## The United States and the Far Eastern Crisis of 1933-1938

Cambridge, Mass., Harvard University Press,

1964, 674 pp.

ドロシー・ボーク著

『アメリカと一九三三年—

一九三八年の極東の危機』

数年前、中国の北伐の時期におけるアメリカの対華外交 “American Policy and the Chinese Revolution, 1925-1928” を書いて、そのめんど密な資料操作で手がたい研究として好評を博したドロシー・ボーク博士が、満洲事変後から日華事変の初期の段階までのアメリカの極東政策を扱った本書を出版された。

ボーク博士は、戦前中国において米國國務省関係の仕事に従事されたこともあるが、戦後は太平洋問題研究所 (American Institute of Pacific Relations) にあつてアメリカの極東政策の歴史的研究に従事され、現在はコロムビア大学東アジア研究所の研究員であり、若干の授業も担当している。

著者も自ら序文に誌しているように、アメリカにおいてはこれまで

で満洲事変に直接関係ある一九三一年前後、あるいは日米開戦直前の時期のアメリカの極東政策については数多くの研究がなされているが、一九三〇年代の中頃については殆んど注意が払われなかつた。日本側においても同様であつて、先頃完結した日本國際政治学会太平洋戦争原因研究部編「太平洋戦争への道」(全七卷)(朝日新聞社発行)においても、空白となつてゐることが知られる。このような意味において六七〇ページ余にわたる本書はまずその扱つてゐる時期からして日米兩國の國際政治、外交史の研究者の餓えを満すものを含んでいるといえる。

著書の意図するところは、「この時期のアメリカ外交政策の目的を強調し、この目的達成のためアメリカ政府が用いた方法を追求すること」(序文)にある。

内容紹介に先立ち本書の構成を示しておこう。

第一章「満洲事変と塘沽停戦停定」

第二章「天羽声明の挑戦」

第三章「海軍の政策」

第四章「アメリカの銀政策と極東」

第五章「中国における日本の進出の促進」

第六章「日中抗争の転換点」

第七章「中国共産主義者と西安事件に対するアメリカ官吏の見

解」

第八章「太平洋諸島」

第九章「平和」の時期の終結」

第二〇章「中国における無宣言戦争の勃発」

第二一章「保護と中立」

第二二章「國務長官と國際連盟」

第二三章「大統領と『隔離』演説」

第二四章「ブラッセル會議」

第二五章「和平への日本の努力」

第二六章「パネー号事件の危機」

第二七章「要約—アメリカの政策の方向」

周知のように極東の危機は一九三一年九月の柳条溝事件によつてもたらされる。そこで著書は第一章においてステイムソン國務長官の極東政策を要約することからはじめる。ステイムソンは第一次大戦後発達して来た普遍的な秩序への志向を促進することによつて極東の危機に対処しようとし(五一八頁)、日本に対し不承認主義を通告する(一九三二・一・七)。しかし日本との衝突を回避しようとするフーヴァー大統領および國務省内部の意向もあつて、ステイムソン主義はアメリカ国内で支持を得られず、國際連盟、イギリス等も同調しなかつた。一九三二年三月一七日の國際連盟による満洲国不承認決議によりステイムソンはようやく國際的孤立を脱し、ルーズヴェルト政権成立直後は影響力を維持し続ける。しかし日本の華北における行動が塘沽停戦協定によつて一段落するとともにアメリカの極東政策は変化を見るに至るのである(五二二頁)。その変化の要因は、アメリカが極東における國際關係の指導権を握つて日本を刺激してはならないと考へたことであり、この考へは以後当分の間ア

メリカの政策の基調をなすこととなつた。

九国条約を基礎とし、安定した中国の確立こそ極東のバランス・オブ・パワーの維持に最善の手段であり、かかる安定した中国の出現は外部からの援助なしには不可能と考へていたアメリカにとつて、一九三四年四月の所謂天羽声明は日本の挑戦とも受取れたのであつた。もつとも国民党が中国再建の能力ありや否やについて、ワシントンと中国出先機関との間には意見の相違があつた。例えばネルソン・ジョンソン駐華公使は、国民党はその任に非ずとする悲観論者であり(五一—五三頁)、ハル國務長官は同党支持の急先鋒であつた。しかし天羽声明に対するアメリカの対応は、手探りながら日米關係の悪化を防ぐということから、極東に深入りしない方針を保持し(九九頁)、中国への援助も差控へることになつたのである(第二章)。

天羽声明以後、アメリカは関心を財政問題から海軍の問題へと急遽転換した(二〇〇頁)。ホーンベック國務省極東部長もそのメモアールに誌しているように、「日本の中国における行動の黙認は道義的に許されるが、積極的に同意を与えるのは許されなかつた」(一九九頁)アメリカとして、日本と積極的に事は構へないが海軍力の増強、道義的考慮を九国条約を基礎として維持して行こうとしたのであつた。そして太平洋諸島の中立化を目指して、一九三四年一〇月ロンドンに日英、日米各海軍縮小備會商が開催されたが、日本のワシントン条約廃棄の決意に會議はまともならず、翌三五年一月再びロンドンに開かれた軍縮會議において日本は會議脱退を通告し、

米、英、仏三国間のみ協定が成立することになった(第三章)。

一九三四年六月議會を通過した「銀購買法」によつて、アメリカは銀の購入に乗り出し、その結果多量にのぼる銀が中国から流出し、中国経済は混乱に陥つた(二二一―二二三頁)。そして中国は、日本と協力するか、もしくは日本の中国全般にわたる支配を容認するか、の破目に立たされたのである。中国の状況に対して、アメリカ国内ではその銀政策を変更すべきか否かについて、國務省と財務省に意見の相違が生じたが、ハル國務長官とその側近は、日本を刺激することをおそれ、中国に対する財政援助を控えるという手段を選んだのであつた。しかしモーゲンソー財政長官はあくまで反対で独自の「金融外交」を國務省の方針と大きく離反しない程度に中国に対して遂行して行つた(二三五―二三七頁)(第四章)。

一九三五年を通じ、アメリカの「銀政策」遂行と時を同じくして、日中間の危機は高まりを見せて行つた。六月の梅津・何應欽協定、土肥原・秦徳純協定は前半の区別りをなすものであつたが、後半に入つてからも日本の後押しによる華北自治工作は進捗して行つた。翌三六年一月の広田外相による日華提携の前提たるべき三条件(排日の停止、満洲国の黙認、赤化防止)所謂広田三原則の声明は、アメリカをして、日本において文民が軍部の独走を阻止し、この原則に基いて南京政府と交渉するかの期待を懐かせた(一六六頁)。しかし翌月発生した所謂二・二六事件は日本政府における軍部勢力の比重を圧倒的にし、ここに転機が訪れたのである(一七八頁)。しかしアメリカとしては日本国内の動きはさておき、極東全体の状況に決

定的な要因でも生じない限り、従来の政策を継続しようとしたのであつた。マクマレー元駐華公使のメモ(二七一―二七二頁)、一九三五年から三六年にかけて書かれたグルー駐日、ジョンソン駐華両大使の通信(一七四―一七五頁)は日本は近い将来中国を席卷すると述べているにもかかわらず、アメリカ政府はその可能性を予測して手を打つより、日本をより危険な立場に追いやらないよう何らかの協定に達する方がよいといつた方針だったのである(第五章、六章)。

第六章まで日本の動きとアメリカの対応を追つて来た著者は、ここで目を転じて中国内部、共産党の動きに注目する。当時宣教師教育者であつたシュアトが「中国人は最初に共産主義者であつて後に中国人になつたのではなく、まず中国人であつて後に共産主義者になつた」(三三一―三三三頁)といつていることから理解されるように、第二次大戦前に中国の共産主義運動に真に理解を持つものは中国のアメリカ出先機関の間には殆んどいず、國務省内の中国通も認識を欠いていた。国際共産主義組織における中国の共産主義活動の位置を示唆するモスコウのジョージ・ケナンからの報告にもかかわらず、当時、いやそれから当分の間中国の共産主義運動の本質に関して殆んど注意が払われなかつたのであつた(三三二―三三三頁)。しかし一九三六年の西安事変とそれにつづく国共合作はアメリカの方針に変化を齎らすことを準備する(二二七頁)(第七章)。

一九三七年春に至つてアメリカ政府内では、太平洋諸島の要塞化が討議されるが、日華事変の時点においても、圧力をかけず多数国間の協定によつてそれを達成しようというのがルーズヴェルトの

考えであつた。ルーズヴェルトの考えは米英両政府の取り上げるところとならず、日本との間にかかる協定は成立しなかつた。当時イギリス首相チェンバレンも日本に関する米英間協定を示唆したが(二四七―二四八頁)、アメリカ國務省は日本の出方について未だ樂觀的であつた(第八章、九章)。

このような樂觀論も一九三七年七月の芦溝橋事件で消滅する。アメリカ政府は滿洲事変勃発の時と同じく、他国の間に入つて紛争の調停に乗り出さない孤立主義者たるべきか、国家社会の一員として法によつて侵略を阻止する国際主義者の立場をとるべきかの岐路に立たされたのである。しかしそれを規制すべき国際連盟は滿洲事変以来無力化し、アメリカ自身にも孤立主義の影が大きく拡つていつた。同時にヨーロッパにおける戦争の可能性に伴い、侵略の問題をなんとかしてアジアの紛争をヨーロッパと結びつけないようにすることも焦眉の急を要することであつた。芦溝橋事件勃発後一ヵ月間におけるハル國務長官の活動には目覚しいものがあり、七月一六日、八月二三日の二回にわたるハル声明は戦争阻止を志向するものであつた。ハルは世界の世論に訴え、道義的に侵略を阻止しようとしてゐた。ハル長官が九月にも道義に訴える声明を発表しようとし顧問の助言によつて不承不承中止したことはモファット日記にも見える(五三四頁)。国際連盟においても、ハルは裏面において働きかけを行つたが、連盟による日本の行動をケロッグ・ブリアン協約、九国条約違反とする非難決議に賛意は表したものの、道義の面をより重視したのであつた。ここで立役者はハルからルーズヴェルトに代

る。一〇月五日シカゴで行われたルーズヴェルトによる所謂「隔離演説」は国際主義者の運動を推進しようとするものであつて、それを実行に移す計画は何も持たせていなかった。一〇月以降の態度変更の裏にはアメリカ国内の議員、報道局、平和運動組織の代表者の意見が反映していた。本章においては中国在任のアメリカ國民の保護、極東の事態に対する中立法の適用についての世論の動きが新聞を利用して十分に描かれる(二一章)。

国際連盟決議に基づく九国条約國會議がブラッセルにおいて一一月に開催されるが、本會議においてもルーズヴェルトの方針はハルの行つて来た道義に訴える勧告の域を出ないものであつた。會議のアメリカ代表ノーマン・デービスの日本への不承認原則、經濟的制裁の適用を會議へ持出すことに対する本国への請訓が拒否されたこともこれを示すものである(四一四―四一八頁)。ブラッセル會議の結果は、一つはアメリカの政策は変更されなかつたこと、他には日本が中国との和平を考慮して英、米、独等に調停を依頼しはじめたこと、であつた。

一九三七年一二月の日本海軍機によるアメリカ軍艦バネー号の撃沈は、政策を一変させる事件かと思われ、事実強硬手段の採用を叫ぶ者もあつたが、大統領は戦争に至つたりまたそれに至る危険をはらむ手段をとることは避けると言明し、対英交渉のため、インガール大佐をイギリスに派遣したにとどまつた(四八七―四九九頁)。芦溝橋事件を境としルーズヴェルト政権の政策に差があることは明らかである。一九三七年七月以前アメリカの東アジア諸國との関

係は國務省極東部の部員と外務機構のメンバーの見解に依存していた。日華事変を単なる日華二国間の抗争と見ていたルーズヴェルトとハルは一九三七年七月を境に同事変が全世界に影響を及ぼすこと、日本の侵略がヨーロッパの枢軸に影響することを認めた。極東の危険の性格が変り、アメリカの政策の目的が自動的に変更したとしても、その方法は旧体依然たるものであつた(第二章—第一章一六章)。

以上見て来たように、ボーク博士は「極東の危機」に対処して取つたアメリカの態度と目的を明らかにしている。

通読して感ずる本書の特徴は、(一)客観的に「事実をして語らしめ」読者に結論をまかせるといふ手法を用いているということ、(二)しかし、単に事実の平板な羅列でなくして各種の公式記録、個人記録、日記の類を駆使し行間にそれらを珠玉のごとく散りばめることによつて、F・ルーズヴェルト大統領、ステイムソン、ハル両國務長官、グルー駐日、ジョンソン駐華兩大使、デイヴィス國務省顧問、ホンベック極東部長等の役割りが浮き彫りにされているということ、(三)原稿の段階において、その道の権威者の目が通されているので、——例えば全体についてはハーバート大学のフェアバンク、メイ両教授、軍事関係については戦史の大家ダートマス大学のモートン教授、銀政策については当時の英国の対華借款の当事者リース・ロス卿、アメリカ人財政顧問アーサー・ヤング氏、中国共産党と西安事件についてはエドモンド・クラブ氏、ハーバート大学シェウォールツ教授他、中国経済の発展についてはコロンビア大学何教授、日華事

変発生以降の日本の和平工作についてはジョーズ教授等——独断に陥ることがないこと、四巻末に掲げてある所蔵場所を附した十数にのぼる個人記録、三百を越える単行本と雑誌論文新聞記事は、一五二〇におよぶ註と相まつて読者に多くの未知の材料を提供してくれること、であるが、若干の欠陥もないわけではない。本書が全て英語文献に依存して居り、極東國際軍事裁判記録や原田日記といった英訳によるものを除いて、日本、中国の政情に關しても在外使臣より本国宛の報告、その他英語の文献に拠つて居て、兩國の動きが浅い点である。これは研究者、資料等の國際的交流によつて容易に解決され得る問題であり、その方向に今後向うことが期待される。

最後に、コロンビア大学において直接その勉強振りに接し、アメリカ側の資料について貴重な助言を与えられたボーク博士の今後の労作に期待する次第である。

(池井 優)